

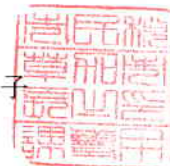
草加市告示第 41 号

指定地域に住所を有する個人等に係る市税の納期限等の延長について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び草加市税条例（昭和29年条例第5号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法及び草加市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年（2024年）1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途草加市告示で定める期日まで延長する。

令和6年（2024年） 1月24日

草加市長 瀬戸 百合子



指 定 地 域	富山県及び石川県
---------	----------